

南洋庁の公学校教育方針と教育の実態：一九三〇年代初頭を中心に

IMAIZUMI, Yumiko / 今泉, 裕美子

(出版者 / Publisher)

法政大学沖縄文化研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

沖縄文化研究 / 沖縄文化研究

(巻 / Volume)

22

(開始ページ / Start Page)

567

(終了ページ / End Page)

618

(発行年 / Year)

1996-02-01

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00002632>

南洋庁の公学校教育方針と教育の実態

—一九三〇年代初頭を中心に—

今泉裕美子

序論

本稿では、南洋庁統治期¹⁾の一九三〇年代初頭を中心に、南洋庁が公学校教育にどのような方針をもち、公学校では実際にどのような教育が行われていたのかを明らかにする。

南洋群島現地住民教育に関する研究は、おもに海軍の軍事占領統治や南洋庁の委任統治における現地住民政策の一側面として教育政策を明らかにするか、あるいは教育の実態を教育を受けた者からの聴き取りによって提示するものであった²⁾。しかし文書史料を通じて教育の実態を明らかにすることは、これらの史料発掘が進んでいないこともあって行われておらず、また聴き取りによって教育の実

情を明らかにするにしても、対象とされる時代がいつなのか、その時代の南洋群島統治政策とどのような関連があるのかについての検討は必ずしも充分ではなかった。また、教育を特徴づけるにあたっては、右のような検討がないゆえに「同化」や「皇民化」の概念が曖昧に用いられる傾向にある⁴³。さらに現地住民教育といっても対象や目的、また地域によって多様な内容をもったが、これらがひとくくりにされて朝鮮、台湾と同様に「同化」、「皇民化」が行われたと特徴づけられてきた傾向は否めない。たとえば教育機関をみても、南洋庁が直接関わるものには初等教育を行う公学校から職業教育を主とする木工徒弟養成所、講習会などの制度のほかに、「社会教育」として行われた青年団や内地観光団の組織があり、そのほかに教育団体の活動や宗教団体による宗教学校も存在した。これら各分野の教育に関する研究は充分になされておらず、したがってこうした教育の諸分野をトータルしたうえで現地住民教育研究は行われていない。

以上のような研究状況を踏まえたうえで、本稿では公学校教育について考察する。公学校は南洋庁が現地住民の初等教育機関として設置したものであり、中等学校以上の普通教育機関はなかった⁴⁴。公学校は高い就学率を持ち、さらに南洋庁が現地住民に大きな影響力を持つミッションスクールを監督下においたことから、普通教育機関としての地位を確立していた。

この公学校でどのような教育が行われたかについては、既述のように、教育を受けた側の証言によってその一端が明らかにされつつあるが、本稿では公学校が作成した史料に依拠してこれを明らかにす

る。公学校が作成した史料とは、矢内原忠雄が『南洋群島の研究』（岩波書店、一九三五年）をまとめるにあたって収集したものであり⁴⁵、一九三〇年代初頭の南洋群島各地の公学校教育に関する情報が収められている。具体的に述べれば、矢内原が作成した質問書に対する公学校の回答書や公学校が発行した要覧などであり、とくに前者には国語、修身、算術の必修科目に関する教育の現状や、公学校側からみた現行の教育に対する評価、将来への展望も記されている。しかしこの回答書には調査者矢内原の立場、すなわち太平洋問題調査会の依頼を受け、拓務省の紹介を経て調査するという立場を配慮してか、公的で形式的な部分も認められる。しかし教育の内容や評価については具体的かつ率直な回答も寄せられており、本稿ではそのような内容を持つ回答書を中心に検討した。

一方、これら史料が作成、発行された時期が一九三二年から三三年であることは、現地住民教育を日本の国内外の状況や南洋群島統治政策との関連で検討するうえで有用である。すなわちこの時期、日本は満州事変を起こし、国際連盟から脱退を宣言するなど対外的な緊張を深めた。教育界では思想対策協議委員会設置にともなう「思想善導」政策に象徴されるような、天皇制教育体制の強化が図られる。南洋群島統治についてみれば、南洋庁はこの時期から南洋群島を日本の南方進出拠点として活用すべきことを公言しはじめ、「委任統治」を掲げながらも日本の国益を露骨に追求しはじめるのである。本論では右に述べたような一九三〇年代初頭の時代状況を踏まえつつ、第一章では、南洋庁が公的に表明した公学校教育の方針を明らかにし、これが日本語の普及と風俗習慣の改善や品性の陶冶、

日常生活の向上をはかるための知識、技術、道德の供与を掲げていたことを明らかにする。第二章では、右の教育方針が具体的にはどのような内容をもって進められていたのかをみるため、日本語教育と徳育に着目し、国語と修身の教授内容を通じてこれらを考察する。そして第三章では、以上にみってきた教育方針と教育内容に基づき、公学校が実際にはどのような教育を行っていたのか、また現行の教育にいかなる評価を与えていたのかを明らかにする。南洋庁の教育方針と教育現場で行われていたことをつきあわせながら、日本の考える「委任統治」、すなわち「幸福の増進」や「文明化」の内容を提示したい。

第一章 南洋庁の教育方針

日本政府は海軍統治⁴⁶いらい、統治基盤を確立しこれを安定させるうえで現地住民教育を重視してきた。委任統治⁴⁶における教育は、右の目的に加えて、医療・衛生、経済発展にらんで委任統治の実績を示すための重要な分野とみなされた。第一次世界大戦後の日本は、戦勝国の一員として戦後の世界秩序構築に協力の姿勢を示すために、また対外的に「文明国」としての信望を得るためにも、委任統治に評価を得ることに意義を認めていた。南洋庁統治時代の現地住民教育は、委任統治としての南洋群島統治がもつこうした外交的な側面、すなわち対外的に委任統治としての評価を得ることと連関しながら、南洋群島を日本に統合し、統治基盤を確立させ安定をはかるための「植民地」教育として

進められた。

南洋庁統治における現地住民児童への初等教育は、「国語を常用せざる児童」を対象とした公学校で行われた（「南洋庁公学校官制」一九二二年）。就学年数は本科が三年で、地域によってはさらに二年の「補習科」も設置されたが、普通教育の機関として中等教育以上のものは設けられなかった。南洋庁は補習科を実質的には高等小学校であるとし、本科卒業生中「比較的優秀な者」を進学させ、進学率は約四割から五割を占めていた（本稿末の表1―1を参照）⁴⁷。公学校のカリキュラムは海軍統治時代の「島民学校」⁴⁸のそれから継承したものであり、修業年数や授業科目は島民学校のそれらとほとんど変わらなかった。たとえば授業科目は修身、国語、算術、図画、唱歌、体操、手工、男子に農業、女子に家事とし、手工を男子のみから女子にも課した以外は不変であり、また修身、国語、算術が必修であったことは島民学校と同様であった。しかし補習科では日本歴史、地理、理科が削除され、その理由は「実科」に重きを置くためであるとされた。これら三科目に関する教材は国語読本に収められ、独立した科目の形をとらないで教授された（「公学校規則改正要旨」一九二三年五月二十八日）。また理科と地理は二八年に復活した。

一方、教育方針は「委任統治の精神」に則って新たに定めることとし、「南洋群島公学校規則」（一九二二年四月一日、以下、公学校規則と略）第一条では、教育の目的を「身体ノ發育ニ留意シテ德育ヲ施シ生活ノ向上改善ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クル」とした。この部分を「南洋群島島民学校

規則」(一九一八年六月十五日)第一条に規定された教育目的「皇恵ヲ感受セシメ国語ヲ教ヘ德育ヲ施シ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クル」と比較すると、公学校教育では「皇恵ヲ感受セシメ国語ヲ教」えることを明示しておらず、この部分が「委任統治の精神」を反映した新たな教育方針として表現されたものであった。

しかし公学校規則で削除された右の一節は、実際には公学校教育の重要な分野であったことは既述の「公学校規則改正要旨」に明らかであった。たとえば「皇恵」に関する教育についてみれば、公学校規則第一条で掲げた「德育」では、君恩、師恩、父母の恩など謝恩観念の注入を行うものとし、「皇恵ヲ感受」させる教育は当然行われるべきものとした。つまり公学校規則でこれを削除したのは、当然行われるべき内容を敢えて記す必要がないという理由からであった。こうした説明には、「德育」が天皇に対する謝恩観念の養成を当然の内容としていること、すなわち天皇制国家秩序に基づく道徳教育を前提としていることをうかがいみることができる。また削除されたもう一つのエデュケーション目的である「国語」教育は、必修科目であると同時に全授業時間のほぼ半分を占めており、第三章で扱う公学校史料にも示されるように、実際には公学校教育で最も重視された科目であった。つまり島民学校時代の教育方針から削除された部分は、実態としては継承されていた。こうした教育が委任統治の名の下に、さらにつぎにのべるような条件を伴って行われたことに、南洋庁の公学校教育が抱え込む矛盾が示されていた。

それは「委任統治の精神」の実現に加えて、南洋庁が公学校教育の特徴として「国民教育」を行わないと主張したことであった。公学校規則には日本人児童を対象とした「南洋庁小学校規則」（一九二二年四月一日）に規定されたような「国民教育ノ基礎」を授けるという語句が存在しない。南洋庁はこの点を現地住民教育の特徴であると強調した。その理由は「日本人に対する国民教育と、特殊の地位にある島民に対する教育とは、其の根本趣旨に於て差異」があるからであり、また「言語、風俗、習慣を異にし、民度低き島民をして、国語文章に通じて風俗、習慣を解し、實際生活に適應する知識技能を授くる」ためには、日本人と異なる教育を行うことが有益であるからであった⁹。以上の説明によれば、公学校教育はその規則や公的な見解においては、日本語を常用するか否かのみならず、「国民」か否か、そして「民度」の低さや言語、風俗、習慣の相違において日本人教育とは異なる内容を持つものとして設定されており、この点が「国民」たるべき教育を志向した朝鮮や台湾とは異なっていた。公学校規則はその後いくたびかの改正をみたが、教育目的を定めた第一条の改正は行われていない¹⁰。

しかし教育の内容や進め方は、一九二八年に大幅に改正された（「南洋庁公学校規則中改正」一九二八年七月十五日）。この改正は授業日数や時間、科目の増設、教授内容に関わるものであり、後述の長官の訓示にみるように、公学校教育をより現地の実情に適應させるために行われたものだと思われる。たとえば教育内容については、実用的でより日常に即した内容や方法で教授するという方針

があらためて据えられた。翌月に発せられた「公学校規則改正要旨並実施上ノ注意」（一九二八年八月二三日）によると、全授業時間数を若干増やしたうえで、従来授業時間を三学年一率に同じであったところを、学年が進むに従って増加させることとし、また年五〇日に限り授業時間を減らすことも認められた。この措置は熱帯という気候風土を考慮し、学習の能率をあげるためだと説明されている。一方、授業科目は本科では理科と女子への農業が、補習科では地理が加えられた。農業の受講を女子にも広げたのはもっぱら女子が農業に従事する地域があることを考慮したものであり、理科の増設は生活改善、衛生知識を独立させて教える必要があるためだと説明されている。また補習科で地理が加えられた理由には、知見を広げることで向上進歩の念を起こさせるためとした。これらの改正は、改正理由の文面からのみ判断すれば、南洋群島の実情によりあわせて日常生活に有用な教育を行おうとしたものであり、この点は特に補習科において強調されていた。しかし地理の内容にみるように、増設された科目には日本の南洋群島統治を徹底させるうえで有用な知識を新たに供与するものもあった。たとえば地理は、日本や世界各地の地勢、産業、交通が教授される一方で、南洋群島については他地域のような情報は提供されず、単に、日本の統治地域の一構成部分であること、日本が恩恵を与える統治者であることを強調するものであった¹¹。以上のような内容をもつ二八年時の改正は、以後規則のうえでは大きな変更はなかった。

公学校教育方針は規則のほかにも、断片的に残されたものではあるが、南洋庁長官の訓示¹²からもう

かがい知ることができる。

たとえば初代長官手塚敏郎（任期…一九二二年四月—三三年四月）は、善良なる風俗、品性の陶冶に努め、現地住民の福祉を永遠に増進させるべきだとして、委任統治の理念の実現を強調した（「公学校教員ニ対スル訓示」一九二二年四月一日）。またその進め方については、眼前の成果に左右されないこと、現地の実情に合わせて寛仁慈愛の精神で臨むべきことなど、教員が長期的な展望のなかで辛抱強く教育に携わることを求めている。第二代長官横田郷助（任期…一九二三年四月—三二年十月）は、三二年七月の支庁会議において教育の重要性を述べ、教育内容の充実改善に努力するよう指示した。この訓示が出された年には、次章にみるような国語読本の第三次編纂が行われ、日本語教育においては小学校の教育内容に近づけられ、また教材は現地住民の日常生活や社会生活に関するものが増やされたり、忠君愛国的な教材も加えられた。この訓示が出された翌年、しかも日本が満州事変を起こした一年後にあたる三二年九月には、第五代長官松田正之（任期…一九三二年二月—三三年八月）が支庁会議において、言語、習慣が著しく異なる現地住民を性急に「同化」することは到底不可能だとして漸進的な方法による教化を指示した。そして日本語の普及状況を一定程度は評価しながらも、卒業児童が教育を受けたゆえの「自負ト虚栄心」を持って出身村の社会と「相容レ」なかったり、未だ労働を忌避する傾向にあること、さらに日本語、算術の実力不足ゆえに実社会に役に立たない者が多いという評判を紹介してこれを遺憾とした。さらに右のような状況を招いた原因として、学校側が

優秀な児童に基準を置いて教育を行ったこと、つまり現地の社会環境や慣習、児童の心理状態を省察しなかったことを指摘した。そこであらためて「国語」の徹底した普及を主張し、国語読本を実生活に適応させるために改編するよう指示した。ここで主張された実生活への適応とは、品性の陶冶、勤労の習慣づけによって自発的に生活の改善向上をはかる者を養成することとされたが、実際に進められたことは文字どおりの改善向上ではなかったことは、この指示に基づいて行われた第四次国語読本編纂の方針に明らかである。すなわちここでの方針は次章で詳述するように、教育勅語の精神を浸透させ、日本の国体、国民性を理解させることを露骨に掲げる教育であった。こうした動きはつまり満州事変をひとつの契機として、日本政府が学問、教育、思想の自由を抑圧することで「思想国難」の危機を打開しようとし、なおかつ「日本精神」を強調する教育体制の構築を目指したことの一環であったといえよう。この時期台湾、朝鮮でも精神教育や、実用知識の供与があらためて強化されている。南洋群島では三〇年代半ばごろから、公学校教育の方針は規則上は変わらなかったが、実態としては日本の対外政策、南方進出政策を反映させ、また総動員体制の構築を目指して、日本語および日本精神の注入と実業教育の徹底を内容とする「皇民化」を掲げ始めた。第六代長官林寿夫（任期…一九三三年八月―三六年九月）は、満州国建設後は南洋群島が「南方宝庫」の扉を開いてゆくための「飛び石」となることを使命とし¹³、現地住民教育は「我が建国精神を体现」させ、南洋群島を「南方建設の基点」とするためのものとなるべきことを強調した。

以上のような公学校規則、各長官の訓示からみると、三〇年代初頭までの教育方針は、日本語の普及と日常生活の改善・向上のための知識や技術、道徳の供与であり、実生活や児童の成長に即した内容で行われるべきことが標榜されていた。こうした方針がだされたのは、委任統治を意識したことに加えて、海軍統治時代、とくに末期の教育が現地の状況を考慮しない内容を持ち、「成果」を急いで高圧的、暴力的に行われた結果、児童の学校離れや保護者の不満を高めていたことも背景にあった¹⁴。また長官の訓示には、教育の「成果」がなかなか期待するようなものとならなかった様子もうかがわれる。そして一九三三年の国語読本第四次編纂にとりかかるころから、教育は「非常時」を意識した天皇制教育体制強化の様相をみせ始めていった。

そこで次章では、既述のような教育方針が具体的にはどのような内容をもって進められようとしていたのかを明らかにするため、日本語教育と徳育を対象に考察する。したがって両分野の教授に最も深く関わる国語と修身で何が教えられていたのかを考察する。教育方針がめざしたことを実現する具体的な分野には、そのほかにも農芸や手工など実生活および職業に必要な技術の供与や、保健衛生教育、体育などがあったが、日本語教育と徳育をとりあげるのは、第三章で明らかにするように公学校教育の第一義的な分野であったことによる。

第二章 国語と修身にみる教育方針の具体的な内容

本章では南洋庁編纂『南洋群島公学校国語読本』および「修身教授要目」をもとに、日本語教育と徳育を通じて公学校教育の方針が具体的にはどのような内容によって進められようとしていたのかを検討する。

第一節 国語読本にみる日本語教育と徳育の内容

日本の南洋群島統治における「国語」教育では、海軍統治いらい現地住民専用の国語読本が編纂されていた。これらの読本は現在明らかになっている範囲では、四回の編纂と一回の修正をもって発行されている^{*15}。

表2の編纂・発行年に明らかなように、南洋庁統治開始当初は海軍統治時代に編纂された読本が用いられていた。そこでつぎに南洋庁統治開始から本稿が対象とする時期まで、すなわち第一次から第三次編纂までの読本について編纂の趣旨と扱われた教材を検討し、日本語教育と徳育がどのような内容をもつものであったのかを考察する。

△表2▽

海軍統治時代

第一次編纂事業 一九一六年から

発行…一九二七—一九二九年 卷一—四

南洋庁統治時代

第二次編纂事業 一九二四年から

発行…一九二五年 本科用卷一—三

一九二六年 補習科用卷一、二

第二次編纂分修正事業 一九二七年から

発行…一九二七年

第三次編纂事業 一九三一年(?)から

発行…一九三二年 本科用卷一—六

一九三三年 補習科用卷一—四

第四次編纂事業 一九三三年から

発行…一九三七年 本科用卷一—六

補習科用卷一—四

○第一次編纂国語読本

第一次編纂が進められたのは、海軍統治期において「差別的—視同仁」政策を掲げ、現地住民の

「内地人」化を志向した第二代臨時南洋群島防備隊司令官東郷吉太郎（任期：一九一五年八月―一九一六年十二月）のもとであった。「内地人」化ではなく、むしろ「島民」としての自覚を養成しその責務を遂行させるための教育を掲げた「島民学校規則」が施行され島民学校が設置されたのは、本編纂が始まってから二年後である。本規則は第一章でみたように公学校規則の原型となった。

本編纂時の現地住民教育機関は「小学校」と称し、教育方針は児童を内地同様に「同化」させ、「天皇ノ赤子」とすることにあつた（「南洋群島小学校規則」一九一五年十二月二七日）¹⁶。本読本の内容は、つぎの編纂趣意書に明らかなようにこの小学校規則の教育方針を反映していた。

編纂に携わったトラック小学校長によると、教材には現地住民児童を「国民的ニ同化」することを目的として、言語文字の教授に留まらない内容を選択した（以下、臨時南洋群島防備隊司令部「南洋群島国語読本趣意書」）。すなわち「国家的観念」を与えること、「児童ノ直観ヨリ導キテ、我国体ノ尊厳ト我力国ノ文化ヲ感知」させ「信賴向上ノ念ヲ養フ」ことを第一義とした。巻一の巻頭には国旗を示し「等シク日本人トシテ、此ノ旭日旗ノ下ニ一員タルノ念」を起こさせようとした。また天皇、国家、国旗、人、家など「我国家成立ノ所以」に関する教材を配置して、天皇の下に「忠勇ナル臣民」があつて国家発展があること、こうした臣民の有様を知らせ、現地住民を自覚奮発させることで「信服敬慕、日本人タラントスル念」を起こさせるよう強い「暗示」を与えることも意図された。また児童の衣食住、生活向上に関する教材や人事、自然現象に関する教材も加えられた。日本語は言文一致

とし、卒業までに片仮名によって自由に思想を発表できることを目標とした。

海軍統治時代のしかも「内地人化」を標榜する占領当初の教育方針は、「国民教育」を行わないとした委任統治の教育方針とは明らかに矛盾するものであり、その内容は後述の第四次編纂の趣旨に通じる部分があった。右のような内容を持つ読本を委任統治開始後も使用し続けたことは、南洋庁が公的には「委任統治」としての教育を標榜したこととは裏腹に、実際の教育では海軍占領初期の方針を反映させた教育が行われていた可能性を示すものであった。

○第二次編纂国語読本

第二次編纂では公学校規則に即して第一次編纂の内容を大幅に改編するとした。すなわち南洋庁設立から三年目にして、ようやく公学校規則に則った内容を持つ国語読本が編纂されたのであった。編纂は南洋庁に適任者がいないとの理由で、文部省図書編輯官芦田恵之助⁴⁷に委嘱された。彼は南洋群島の実情を十分把握しきれなかったことを認めながら、次のような方針によって編纂した。

それは「国語」教育が現地住民の「幸福の増進」に貢献するという信念に基づき、「国語」によって「文化の意義」を発見させ、天性の理性を導くというものである。つまり「国語」教育の重要性は、「文化」を導入すると同時に、言語を異にする群島間の共通語として「さしずめ」有用なことにあった。とくに後者について芦田は、南洋群島現地住民には朝鮮のような一独立国としての自覚がないた

め「甚だ心安」さを感じたという。こうした認識には国家形成以前の段階にある者についてその言語や文化は軽視され、より安易に「国語」教育が行われたことがうかがわれる。そして日本語を教えるにあたっては、実用を重視して表音仮名遣い、口語崇敬体を用い、即会話に役立つようにした。

「国語」教育にはしかし、共通語という役割だけではなく、南洋群島が日本民族の南方発展の足溜まりとして重要な地であり、「国策」として日本民族を正しく理解させるための役割も認められていた。

芦田の著した『南洋群島国語読本教授書』（南洋庁、一九二六年）には、教材の扱いについて右のような芦田の見解がより具体的にあらわされていた。たとえば天皇・国体に関する教材は、公学校本科以上になれば「仁慈に渡らせらるゝ殿下の御心を仰ぐことが出来る」（同書、一六二頁）ように配列された。ここには「皇恵ヲ感受セシメ」ることが十分意識されていたことがわかる。本科用では「キュージョウ」（巻二）で、天皇、皇后のいる場所と宮城に国民が持つ尊敬を教え、「年とともにその風化に化せしむるよう仕向け」るべきだとした。補習科用では「国旗」（巻一）が扱われ、国旗が日本民族の理想であり、この旗をかざして日本民族が「天下を横行」していること、南洋群島でも日本と同じ国旗の下で向上発展を楽しむよう知らせるべきことが指示されている。また日本歴史を扱う教材では、その多くは補習科で扱われたが、日清、日露戦争をとりあげること、「国民精神の発露として、幾多の美しい事実」を知らせることが意図された。そして民話伝説の教材には、日本人の感情に

「同化」させることを目的にもっぱら日本の教材を扱うこととした。「モモタロウ」（本科巻一）、「ウラシマタロウ」、「ハゴロモ」（本科巻二）には、何れも日本民族の気風、美風を教授するように指示されている。最後に南洋群島に関する教材では、日本の南方交通、遠洋漁業の「足たまり」としての役割を認識させ、日本民族と南洋群島現地住民がともに協力してこうした南洋群島の役割を發揮させ、南方発展に努めるべきことを教えるとした（「南洋群島」本科巻三）。南洋群島の使命に関する右のような教育は、第一章でみたように、三〇年代半ば以降の国策「南進」期の教育でより露骨に、そして徹底して教えられることになった。

以上の内容とともに第二次編纂本の特徴としてあげられるのは、補習科において日本の植民地経営に関する教材と、「文明化」への自助努力についての教材がより多くなっていることである。前者では、たとえば朝鮮、台湾、満州、樺太の現状や伝説が扱われ、なかでも芦田は南洋群島の読本に最も必要なのが台湾、沖縄の教材であるとした。台湾については南洋群島とともに日本の南方発展のための要地であることや、統治にまつわる伝説（「臺灣を見た人の話」補習科巻二、「呉鳳」補習科巻一）が、沖縄に関しては様々な教訓を含む話として「白銀堂」（補習科巻二）が取り上げられた。後者、すなわち「文明化」の自助努力については、「南洋島民を救ふ者は南洋の島民」だとの意識を醸成するためだとして、アメリカの黒人奴隷に関する教材（「奴隷」補習科巻一）を扱った。

第二次編纂の趣意は第一次編纂のように、「等シク日本人」たるべきことを強調するものではなかつ

た。本科用巻一の巻頭には、第一次編纂本で国旗が掲げられたのとは対照的に、南洋群島の花、海が描かれていた。しかし教材とその選択の意図をみると、天皇制国家日本への理解、日本民族の優越性や彼らへの精神的な「同化」、「足たまり」としての南洋群島の役割を認識させることが明示されており、これはすなわち「文明化」という表現を用いながら日本の統治下に置かれることを前提として、日本の政策を担うべき住民を育成することに他ならなかった。

本読本発行後まもなく修正版が印刷されているが、語句、挿し絵、数量表記、「時勢の変遷」に伴って変更すべき箇所が修正されたこと以外に詳細は不明である。

○第三次編纂国語読本

本編纂本は第三章で検討する公学校史料が作成された時期に使用されていたものである。この編纂が行われた理由のひとつには、第一章で取り上げた二八年の規則改正、さらに「時勢の進運」に適應させるため「大修正を断行する方が得策」であると考えられたことによった。本編纂が行われた時期は、満州事変を契機に台湾、朝鮮でも精神主義的な教育や実用的な知識を与える教育が強調され始めており、南洋群島での教育もこのような動向と無関係ではなかった。編纂にはパラオ支庁マルキヨク公学校長の岩崎俊晴氏があたり、文部省編纂『尋常小学校国語読本』の内容により近づけることを趣旨として、従来の本科用三巻が六巻に、補習科用二巻が四巻に増冊された。

小学校用国語読本にどのような点で近づけられたのか、まず日本語教育の側面からみれば、進度やレベルにおいてであった。すなわち本科では第二次編纂本が一、二年で片仮名、三年で平仮名を教えていたものを、第三次編纂本では一年で片仮名、二年で平仮名とし、漢字や読み替え漢字についても小学校読本に近づけてその数を著しく増加させる巻を設けた。しかし教授にあたっては、児童の知情、意の発達の程度にあわせるべきことが指示されている。つまり日本語教育の内容は日本人児童のレベルに近づけながら、実際の教育方法や内容は教員の判断に委ねるものであった。補習科では言語の習熟に重点を置き、漢字学習の負担は減らして平易な文章体も教えるとしたことは実用性に配慮したものであったといえよう。

教材には、児童の心理を考慮して農芸趣味の涵養、家事、理科、地理、歴史、公民に関するもの、日本の国情、世界の事情に関するものを用いるとし（南洋庁「南洋群島国語読本修正趣意書（本科用）」）、第二次編纂本で扱った教材を基本に日常生活や学校生活を題材とするものを増やした。挿し絵にも南洋群島の風土や生活に関するものが増えたが、内容における南洋群島に関するものの扱われ方は単に登場人物や風物としてだけでなく、現地の歴史、社会、文化が主要なテーマとはならなかった。また、「天長節」（巻三）、「神風」（巻五）、「水兵の母」（巻六）など天皇に関する祭事や神話、忠君愛国精神を教える教材が加えられ、ここには小学校用読本の内容に近づけたいま一つの点があった。補習科用読本の編纂は本科用とは別に行われたが、その理由は人材育成機関としての立場と、本科

用が編纂された時点からさらに「時勢」が「推移」したことがあげられた（南洋庁「南洋群島国語読本補習科用改纂趣意書」）。教材には「南洋庁」（巻四）、「支庁」（巻三）など公民生活に必要なもの、「農産物品評会」（巻二）、「植林」（巻三）など産業奨励に資すもの、「リンカーンの苦学」（巻三）など刻苦努力して国家、人類の福祉に貢献した偉人伝を選んだことが特徴にあげられた。また「あんがうる島便り」（巻一）、「やるーと島便り」（巻二）など南洋群島内の島嶼に関する情報を提供する教材も新たに加えられている。天皇制・国体関係の教材の項目は第二次編纂時と大差なかった。第三次編纂の補習科用読本は、第二次編纂本や本科用に比べて努めて南洋群島の政治、経済、実業に関するものを取り上げたとし、特に公民に関する教材に配慮したことが特徴にあげられた。この点に南洋庁が補習科をどのように位置づけていたのかがうかがわれる。

しかし補習科用読本が発行された三三年には、第三次編纂本が「根本的に教育上適切ではない」との理由から第四次編纂が開始された。第三次編纂が「時勢の進運」に適応させるために「大修正を断行」するとして行われたにもかかわらず、早くも再編纂されたことは、すでに述べたような当時の国内外の状況を反映したものであった。公学校教育はこうした時代状況に即座に対応したのであり、それは第四次編纂の方針が教育勅語の精神の浸透、国体の理解を強調した点に示されていた（教科書審議委員会「公学校国語読本編纂ノ趣旨方針ニ関スル件」、南洋庁「公学校国語読本編纂趣意書」）¹⁸。すなわちこの段階において初めて教育勅語が掲げられ、天皇制支配を徹底させるべき精神教育がより

強調されたのであった。

以上の編纂過程や教材からは日本語教育についてみれば、たびたび進度や内容が修正されており、試行錯誤が繰り返されていたことをうかがい知ることができる。一方、道徳や教養に関する部分では、日本の社会、文化、歴史を「文明」とし、もしくは日本民族を範として知識や道徳を教えることに意義を見いだしていた。編纂を重ねるに従って南洋群島の住民や風物を扱うようにはなったが、それは教材を理解しやすくするために登場人物や環境を身近なものにただけであり、その社会、文化、歴史を教育の対象として扱ったのではなかった。そして南洋群島が日本の「足たまり」であり、その役割を發揮させ、日本の南方発展に協力すべきだと説いたことは、南洋群島の将来を日本との関係を前提にすでに一定の方向を持つものとして提示するものであった。「委任統治」が住民の将来の「自立」を志向するものであること、日本はこれを実現するために連盟から統治を一時的に「委任」されているに過ぎないことには触れられなかった。そして「国語」が「時勢」に応じた内容を持つことを常に要請されていたことは、第三次編纂以後の編纂のされかたや内容にとくに明らかであった。

第二節 「修身教授要目」にみる徳育の内容

公学校時代の修身は「善良なる社会の一員たるの性格」を育成することを目的とし（公学校規則第十條）、この規定は海軍統治期の島民学校の修身が天皇の至仁、至愛を説いて「皇化に浴するは即島

民の幸福」と了知させ、「島民としての責務」を自覚させることを目的としていたことと（島民学校規則第七条）文面においては異なっていた。しかしすでにみたように、公学校教育では「皇恵」を受させることは常に意識されていた。公学校での修身が掲げた目的は、一九二八年の規則改正時にも不変であり、同年に制定された教授要目に初めて具体的な教育項目が指示された。たとえば本科では「時刻ヲ守レ」、「親ノイヒツケヲ守レ」、「タベモノニ氣ヲツケヨ」（第一学年）、「兄弟仲ヨクセヨ」、「トシヨリニ親切デアレ」（第二学年）、「恩ヲ忘レルナ」、「ヨイ人」（第三学年）など、日常生活に必要とみなされた知識や規律、行動や思考の判断基準に関わるもの、現地社会でも規範とされてきたと思われる人間関係に関するものなどを主な内容としていた。また、清潔、勤勉、礼儀正しさについては繰り返し教えられ、現地住民児童の教化において何が重視されたのかをうかがい知ることができる。補習科になると「職業」、「法令ヲ重ンゼヨ」、「納税」など社会生活に必要な知識や義務についての項目が加えられた。しかし将来の南洋群島社会を規定する委任統治について、たとえばその目的や将来、現地住民の地位、権利を教える項目はなかった。これらの項目が設けられなかったことは、修身が目的に掲げた「善良なる社会の一員」たるべきことにおいて、現地住民がいかなる「社会の一員」たるべきかを教えず、前節でみた国語読本の内容とあわせて考えれば、むしろ日本社会の一員たるべきことを教えるものであった。また天皇制・国体関係の項目は、本科では「天皇陛下」（第三学年）、補習科では「国旗」、「謝恩」（第二学年）だけであり、これらについてはすでにみたように国

語読本で積極的に扱われ、この点に「国語」教育の役割が見いだせると思われる。

第三章 公学校教育の実態

本章ではすでにみたような南洋庁の公学校教育方針や、これを進めるうえで重視された日本語教育、徳育が、各支庁の公学校で具体的にどのような行われていたのかを明らかにする。各支庁について検討を行うのは、支庁ごとひいては島嶼ごとに現地住民の言語、社会、文化が、そして日本人の進出状況が異なり、そうした環境の相違が公学校教育にどのように反映しているのかをみるためであるが、この点についての考察は稿をあらためて行うこととする。そこで矢内原忠雄が収集した公学校関係史料、なかでも矢内原が作成した「南洋群島島民教育に関する質問書」^{*19}（一九三三年八月一日付で送付）に対して、南洋庁六支庁に所在する公学校が回答した文書と、これとは別に公学校が作成していた要覧^{*20}を検討する。

本史料を検討するにあたって、これらが作成された一九三二年から三三年の公学校教育について統計で概観しておきたい。公学校児童の人種別構成はチャモロ、カナカ^{*21}そして日本人と現地住民の混血があり、若干の例外を除いて日本人児童の就学はなかった（本稿末の表3を参照）。学校数は三三年四月現在で二四校あり、公学校は支庁所在地やそれ以外の主だった島嶼、村に設立されていた（本稿末の表4を参照）^{*22}。これら公学校のなかで補習科を併置するのは六校で、コロール公学校には補習科卒業以上の男子を対象にした「木工徒弟養成所」が設置され（一九二六年）、木工技術の教育と

普通教育を併せて行った（本稿末の表1―2を参照）。

公学校の学級数は一校あたり最低一クラスから最高五クラスまであり、正教員は一クラスあたり一人の割合で、児童の少ない公学校では一校に一人であった。正教員は小学校教員の免許をもつかこれに準じる者を内地から採用したが、割増手当がついたために応募者が多く、一九三五年度から試験採用になっている。一方、現地住民教員は公学校卒業生のなかから「助教員」として採用され、日本人教員と低学年児童との通訳を主な任務とした。助教員を養成するための特別な課程や組織はなかった。つぎに就学率をみると一九三〇年から五割を超え、同時代の台湾、朝鮮の総督府が経営した初等教育機関のそれらに比べて高い数値を示していた²³。支庁別の数値をみるとパラオが最大、トラックが最低であるが（本稿末の表5を参照）、出席歩合は何れの地域でも九割以上であった。

南洋庁経営の公学校以外の教育機関には、私立の公学校が一校²⁴と、新教、旧教キリスト教宣教師が経営するミッションスクールがあり、両者とも南洋庁の監督下にあった。前者は公学校のカリキュラムを、後者は聖書、讃美歌、地理、算術、日本語、英語、現地語などについて教育を行ったが、南洋庁は後者については設備や教育内容が不十分であるとの評価を与えていた。ミッションスクールには公学校の放課後に授業を行うものや、公学校に就学しない児童を対象とするものもあった。

以上にみたように公学校は南洋群島の主たる島嶼とおもだった村落に設置され、日本人教員のもと、本稿が対象とする時期には現地住民に対する普通教育機関として一定の地位を築いていた。こうした

状況を踏まえて、つぎに各支庁の公学校について教育の実態をみることにする。以下に用いる統計は特別の断りがない限り三三年度のものとす。

△サイパン支庁—サイパン公学校△²⁵

サイパン島は製糖業の振興によって、南洋群島で最も経済活動が活発な地域であった。日本人が経済の担い手であり、現地住民の約四・五倍もの日本人が居住していた（一四六七四人、但し朝鮮人を除く）。サイパン公学校が置かれたガラパンは支庁所在地であり、サイパン島最大の日本人町でもあった。現地住民は日本人の下働きとして雇われる程度であったが、日本人と接する機会や雇用される機会も多かった²⁶。

サイパン公学校の児童年齢は八才から一七才までで、児童数は三二六人（うち女子一四六人、以下括弧内は女子）、内訳はチャモロが二〇八人（八八人）、カナカが九九人（四五人）、日本人との混血が一五人（九人）であった。チャモロが全体の六割余りを占めていたことは、サイパン島の人種構成を反映したものであった。現地住民児童についての評価は、従順だが勤勉ではなく、日本人や欧米人に比べると一部のチャモロを除いて「素質」が劣るとされた。技能や語学の学習には適するが、思考力に欠け、女子は男子より能力に劣るとみなされていた。

教育方針は、①「国語」の普及、②迷信の打破が掲げられ、現地語を用いての生活の向上は望めな

いとして、国語教育は不可欠かつ緊要であると思なされた。しかしながら国語の授業時間数は、とくに優秀な者を除いて不足であり、設備や経費の点から規定の時間以上は授業をもち得ないことに不満が示された。

右の教育方針に基づいて実際に力が入れた分野には「徳育」、「知識技能」、「擁護」があげられた。「徳育」では公学校規則が定めた通り、徳性の涵養と道徳の実践が目的にあげられたが、具体的には、社会奉仕事業、共同作業、生物愛護、一分間黙想、善行児童の表彰、勤労週間や当番制度の設置を行った。つぎに「知識技能」については、生活に必要な実用的なものを教えるとして、談話会、学芸会、展覧会、理科園の経営、農事試験場の見学を行った。最後に「養護」には、健康と精神の保護増進を図るとして、運動会、遠足、衛生講話、身体検査、救急薬品の設備をあげていた。

本校は学内での活動に留まらず、また就学児童以外の者をも対象とした活動を行っていた。具体的に述べれば、保護者会⁴⁷⁾、家庭への通信や訪問、ミッションスクールとの連絡、校外取締り、青年団、野球クラブ、島民会⁴⁸⁾の指導、部落講演である。これらの活動は児童の家族や現地住民社会、そして現地住民に大きな影響力をもつキリスト教教会に対して、公学校が主導的な役割を果たしながらつながりをもつことで、公学校教育を浸透、普及させようとするものであったといえよう。

以上のような方法を通じてサイパン公学校が掲げた目標がどのように実現されたかは、つぎのような評価から判断できよう。たとえば日本語の普及については、共通語としての機能は段々に実現する

はずであり、そうなる必要があるという将来に期待をかける評価であり、公学校が意図したようには普及されていないことがわかれた。しかし本科卒業生児童の学力は小学校四年生程度までには成長し、「向上心」も認められるとした。また家庭生活の改善にも公学校教育が役だっていると評価されていた。そして児童が自発的に就学するようになったうえに、保護者から中等学校設立の要望もでてきているとし、このことは現地住民が日本の教育の有効性を理解し、教育が普及しつつある証であるとみなされた。サイパン公学校では、教育について一定程度の「成果」が認められ、より高度な教育を受けたいという要求がでてきていると紹介された所に特徴があった。

△パラオ支庁―コロール公学校^{*29}

コロール島は南洋庁の本庁所在地でもあり、南洋群島の行政の中心地であった。三〇年代初頭には鯉漁のために日本人漁民が増加し、日本人の経済活動も活発化しはじめていた。サイパン島と同様に日本人が経済の主体であったが、現地住民には日本人との接触の機会や雇用の機会も多かったと推測される^{*30}。

コロール公学校の在籍児童は八才から一八才までで、その数は二五七人（九二人）、内訳はカナカ二三七人（八三人）、チャモロ三人（一人）、日本人との混血が一七人（八人）であって、カナカが全体の九割以上を占めていた。教育では国語力と数理力の養成に重点を置くとし、徳育では人類の一員

として善良な人を育成するという公学校規則の趣旨がそのまま掲げられた。本史料で多くのスペースが割かれていたのは徳育についてであり、その具体的な内容は南洋庁が定めた修身の教授要目を実践させるほか、「児童心得の徹底」、「児童性行の善導」であった。「児童心得」とはコロール公学校が制定したものであり、内容は不明だが、つぎに紹介する「児童性行の善導」に関連した内容であったと推測される。

すなわち児童の「性行欠点」とその「善導方法」とは、△表6Vのようなものであった。各項目には教員が「文明人」との対比において、現地住民をどのように認識したかが示されている。

△表6V

責任観念の薄弱―各種役員に任命し、責任を持たせる。

勤労精神の欠如―各学年とも毎週一時間宛課外時間を設け、農業実習、椰子細工、木工彫刻など勤労作業を課す。

衛生思想の欠如―毎朝夕の洗身の励行、容儀検

コロール公学校『本校概況書』推定1933年、より作成。

査、理髪器械を備えて児童相互の散髪。

時間觀念の欠如―始業、授業時間の正確。時間
勵行の違反者に罰則作業を課す。時の記念日の訓話、など。
向上心の欠如―剝那主義の打破、文明民族の
状況を知らせて指導。

自立の念の欠如―訓話、自学自習の勵行、学用品、食糧品、医療品の自弁。

コロール公学校では右のような学校教育のほかに、課外教育や卒業生の指導にも力を入れていた。課外教育とは具体的にいえば「練習生」の派遣であり、日本人家庭に公学校児童を「家事用ボーイ」として派遣するものであった。これは児童を日本人の「善良な風習」に触れさせ、日常の日本語を習得させると同時に、勤労精神を養成させることを目的とした。

一方、卒業生の指導では①官庁、商店、一般家庭への就職の斡旋、②木工徒弟養成所への入学推薦、③小学校への入学、④成績優秀者の内地留学、⑤木工、彫刻、ミシンなど各種講習会の開催、⑥青年

団入団の勧誘、があげられた。こうした指導は他地域の公学校でも行われていたものであるが、上級の教育機関や就職の斡旋、実用的な知識技術の供与に積極的であった点にコロール公学校の特徴が認められた。

ハヤップ支庁―ヤップ公学校⁴³¹

ヤップ公学校は支庁所在地であるコロニーに設置され、同町はドイツ時代から海底電線の陸揚地であつたが椰子栽培のほか主だった産業はなく、日本人の経済活動も小規模で、商店は七、八軒しかなかった。日本政府はヤップ島を南洋群島でもっとも「未開」な島嶼のひとつとみなし、それはたとえば、裸体跣足、首長制に基づく「封建的」な社会の存在などを理由とした⁴³²。

ヤップ公学校の児童年齢は、本科は八才から一七才まで、補習科は十一才から二〇才までであり、人種別の児童数は不明である。就学は南洋庁の奨励によるものとされた。しかしドイツ時代に宗教学校が設立されたことから、学校は特殊の場所として敬意を持たれていたという。児童に対する評価は、従順を装いながらも概して懶惰であり、品行に欠け、日本人より「能力」が劣るとみなされた。向上心、名誉心がなく、日常生活で「向上的刺激」を与えないかぎり、自ら知識を求めて生活改善を図る意志もないとされた。

右のような認識に基づいて据えられた教育の目標は、着衣、衛生思想、規律的生活を習慣づけるこ

と、「性的陋習」や「階級的差別待遇」の打破であった。そしてこれらの目標に基づいてなされた教育の「成果」は、日常生活に有用なものとしてはあらわれず、日本人に雇用される場合にのみ発揮されていると報告された。たとえば日本語についてみれば、ヤップ島には日本人が少ないために卒業生の大部分が出身の村落に戻り、日本語も忘れられる傾向にあった。したがって日常生活では非就学者と就学者の違いはなんら認められないとされた。また共通語としての機能も、島外に出る者のなかで徐々に発揮されている程度であった。そしてそもそも国語の授業時間、とくに会話の時間が足りないとされ、教育の進め方にも問題があることが指摘された。つまり児童は片仮名であれば普通のおとぎ話程度は自由に読め、補習科卒では平仮名まで読めるが、いずれも解釈は出来ず、日本語で書かれた内容を理解するには至らなかった。また矢内原が質問書であえて回答を求めた国体観念の養成については、読本で扱う天皇や国旗などの教材において行うとされていた。

以上の事実によって、ヤップ公学校では現行の教育によって住民を「文明人」化できるか否かは、現時点の住民の社会、文化状況では推測の域をでる問題だとみなしていた。つまり教育の普及を通じて住民の文化的要求を誘導し、そこで初めて教育の「成果」が認められるというものであった。こうした学校限りの教育に問題が指摘されると同時に、日本語教育などの公学校教育が現地社会の必要に応えたものではないことも認められていた。このことは公学校教育の本質に関わる問題であった。

ハトラック支庁―春島公学校^{*33}

春島はトラック支庁内の数ある島嶼のひとつであり、日本人が鰹漁で進出していた。トラック支庁の住民は住居や食物、また「裂耳」のような風習が行われていることにおいて、ヤップ支庁とならんで「未開」性が強く残る地域とされた^{*34}。

春島公学校の就学児童の年齢は一〇才から一九才までであり、就学児童の約八割は自発的なものであるとされた。児童は規則正しく出席し、それは通学団を編成させたり、在留邦人、現地住民村長に依頼して督励するという学校側の努力があった。

児童に関する評価は、日本人に比べて「能力」はかなり劣り、図画、手工など実技科目には適していたが、数理に関する科目には適さず、全体的にみて女子は男子よりも劣等だとされた。向上心、従順性は認められても勤勉ではなく、品行も「乙」に属すとした。こうした認識に基づき、同校の教育目標には「刹那主義」の打破と衛生思想の改善があげられた。修身では善良なる社会の一員の養成をめざすとし、国体観念の養成は特別には行わなかったが、皇室や日本に対する謝恩の念を養成する程度だった。

教育の「成果」は、官や村長の命令を遂行したり共同作業に従事するようになったことであり、日常生活ではさしたる相違は認められないとされた。日本語については、共通語として発達しつつあることは認められたが、現地住民間での使用は未だ少ないとした。また他支庁の公学校と同様に授業時

間の少なさが指摘されていた。公学校卒業生は小学校四年生程度の学力を持つまでには至るが、「文明人」化については教育百年の計をもってすれば可能という程度だとし、樂觀的な評価ではなかった。

△ポナペ支庁―キチー公学校^{*35}

ポナペ島では南洋庁が植民地区画選定を行って日本人入植者に開拓させ、さらに三〇年代からは日本人による鯉漁業が振興したため日本人も増加したが、現地住民がはるかに多かった^{*36}。

キチー公学校児童の年齢は九才から十六才までで、その三分の二が官の奨励によって就学しており、就学はほぼ義務的なものとなっていた。出席は規則正しくはなく、出席を促すために督促状の送付、父兄の呼び出し、賞品の授与、組分けによる奨励や学校に遊具を置くなど工夫をこらした。

同校は校訓に「勤労、規律、勉学、礼儀、正直」を掲げ、児童に欠けているとみなされたこれらの項目は、他の支庁の公学校が掲げたものと相通じる内容であった。また日常生活にはさらに多くの「悪風習」があるとされ、その改善に努めた。修身の目的には社会の一員としての性格を涵養するといった公学校規則の理念が掲げられ、とくに国体観念の養成に努めることはいなかった。

右のような目標のもとに進められた教育の「成果」は、日本人に対して日本語を使用すると言う点に、また、日本人に接することで生活が幾分向上する点に現れているとされた。つまり「成果」は日本人との接触があって初めて認められるものであった。また日本語については、これが共通語として

発達しつつあることは認められたが、しかし授業時間の不足がやはり問題となっていた。公学校卒業生の学力は小学校三年生程度、補習科卒は五年生程度とされ、食物、衣類、家屋などに「向上」が認められるが、精神的な面での向上は「微々たるもの」だとされた。児童は割合に従順で大した悪事も働かないが「不勤勉」であり、他人が知らなければ悪事を働き嘘をつくなど教育によって却って「小ずるい」考えを持つ「小伶俐者」が出てきていることも指摘された。すなわち教育はまだ過渡期であるためにその「成果」は充分ではなく、また予期せざる問題も生じていることも報告されていた。そして教育によって向学心が認められるとはいえ、本来もつ「能力」は日本人に比べて劣るため、南洋群島にいる限りは「文明人」に達するほどの知能は発達しえないと結論づけられた。これはヤップ、トラック両支庁の公学校が指摘していたことでもあった。

ハヤルート支庁―ジャボール公学校^{*37}

ジャボール公学校があるジャボール島は南洋群島最大の椰子の生産量をもち、生産の担い手は現地住民であった。彼らは椰子栽培や椰子の仲買いのほか、官庁や日本人商人のもとでも雇用され、購買力も「相当」あるとされていた^{*38}。

ジャボール公学校に就学する児童の年齢は八才以上であったが上限は不明である。就学は当初は官の奨励によっていたが、報告書作成時点では進んで入学するまでになり、学校設備の不足から入学で

きない児童もいたという。

学校が教育の目標に据えたのは、つぎのような児童の性行、すなわち安逸を好み、放縦に流れ易く、生活は極めて無秩序、無節操であることを改善することであつた。したがって修身では、道徳的思想、感情、意思の陶冶、馴致、に力を入れた。修身ではまた、国体觀念の養成はとくに行わないとし、国語、祝祭日の訓話でこれに留意する程度とした。また児童は「深い思考」を要する学科には向かず、算術、唱歌、体操、図画など実科には積極的であるとした。

既述の目標を据えた教育の「成果」については、一般に向上心が認められ、それはミッションスクールや海軍統治時代からの学校教育の影響があるためだとして、教育が時間をかければ「成果」をもつことを認めていた。公学校卒業生は日常生活に「幾分」秩序を持つようになり、団体生活にも慣れ、品行も改善させつつあること、運動競技、音楽を愛好する傾向にあることも、教育の「成果」としてあげられた。日本語教育については、現地住民の生活が「極メテ單純」であるため、規定の授業時間で不足はないとしたが、日本語の「実用性」は認められなかった。それは日本語が他島に出かける以外に必要とされず、またすでに現地語が共通語として機能しているためであり、ここでも日本語教育が現地社会の必要に応じたものではないことが示されていた。

教育を受けた結果、児童の能力は日本人と遜色ないほどに成長することも認められたが、その伸展は遅々として「島民ノ域」を脱するものではないとされた。それは、熱帯という氣候風土ゆえに性的

に早熟であることから能力も早熟であり、その伸展に限界を持つからという理由であった。また教育の「成果」が一定程度は認められても、そもそも勤勉さや自己抑制心がないことから指導監督を行ってもなお怠惰であること、誠実、節制の「美風」もなく、従順さもそれを装っているだけであることなど、生来の性行を理由に徳育の「成果」には否定的な評価を与えていた。そして生活が未だ「原始状態」にあるため、教育を受けても「文化ノ開発」に関心を持たず、知識を運用しようとする者もないことが、教育の「成果」を発揮させないいま一つの理由にあげられた。

つまり、教育の受け手側に限界があるという評価であり、これは「文明」から遠いとみなされたヤップ島での評価と同様なものであった。そしてジャポール公学校ではポナペ支庁キチー公学校同様、いまだ教育は「過渡期」であるという認識であった。

結 語

各公学校の回答や要覧から明らかになったのはつぎのようなことであった。まず児童の就学は南洋庁や学校の奨励によるものであり、学校側は様々な工夫をこらして就学を促していた。高い就学率はこのような学校側の努力によるものであり、本稿が対象とした三〇年代初頭には「自発的」とみられる就学や、そのために学校施設が不足する状況がでてきたとされた。そして就学年齢に上限が設けられなかったことにより、就学者は八才から二十才までの幅をもち、初等教育としてはかなり年齢の高

い層までが対象になっていた。できるだけ幅広い若年層に日本式の初等教育を受けさせることに、教育機関としての公学校の重要性があったといえよう。

また教育の内容についてみれば、日本語教育と性行や風俗習慣の「改善」に力が入られ、そのために国語と修身の二科目が重視されていた。本稿が依拠した矢内原の質問書は質問の対象が必修三科目にしばられており、その他の分野の教育について情報が不足していたが、既述のような点に最も力が注がれていたことは公学校発行の要覧にも明らかであった。とりわけ性行の改善に関しては、学校生活での実践を通じて徹底された。その際、改善の対象となったものは、現地社会のあり方そのものに関わるものとはみなされず、「未開」性に由来するものとして一律に改善が試みられた。また第二章で明らかにしたように、知識として教えられた徳育の内容は、天皇制国家日本の歴史、社会を「文明」とし、日本民族の「気風」を範とさせるものであった。しかしこれは三〇年代後半以後の徳育、すなわち戦争動員を目的とした性急で強引な「皇民化」とは、すでにみてきたようにその目的も手段も異なるものであった。つまり現地住民を「日本国民」でも「日本人」でもないとして教育方針をたて、そして法制度上も「島民」として扱ったにもかかわらず、右のような内容を持つ教育が行われたことに、日本の「委任統治」の特徴があった。南洋群島での教育では、日本や日本人が限りなく近づくべき対象であっても、決して同一化できない対象として明確に提示されたことに意味があった。そして南洋群島を日本の南方発展における「足だまり」とする内容をもつ「文明化」としての徳育は、

この地域を支配、統合してゆくうえでのイデオロギーを充分内包するものであった。第一章でみたような南洋庁の公学校教育方針―日本語の普及と生活の向上。改善に必要な知識、技能、道德の供与―は公学校で以上のような内容をもって実現されようとしていた。

そして公学校による現行の教育に対する評価は、その「成果」をわずかながらも認めるか、あるいは将来に期待するというものであった。それは教育の現状を「過渡期」とみなしたことにちよるが、しかし、より「未開」とみなされた地域における公学校ほど、現地社会に留まる限り「文明人」化は困難だという認識が強かった。それは現地住民が西欧人や日本人より本来「能力」が劣っており、さらに現地社会の「未開性」が公学校教育の有効性を阻害していること、つまり教育の受け手側に問題があると考えられたことによった。

しかし公学校の回答書には、公学校教育それ自身がもつ問題も明らかにされていた。それは現行の教育が現地社会の必要にちえるものではないことであり、日本語教育にはこの問題が顕著に現れていた。たとえば政府や南洋庁が盛んに主張していた日本語の共通語としての機能は、それが発揮される可能性は認められても現実としては必要とされておらず、むしろ現地語がその機能を果たしている地域もあった。また日本語は日本人と接する以外に「実用性」をもち得ず、日常生活で日本人との接触が少ない地域では学校での「実用性」に留まるものであった。つまり日本語教育は、教育方法や内容の適否以前の問題としてその有用性が問われるべき状況にあった。そして日本語の普及を図るにして

も、授業時間や設備が不足していたことは公学校の多くが問題とみており、南洋庁による日本語普及のかけ声とは裏腹に日本語教育の実態はそれが徹底しえないものとなっていた。こうした状況が満州事変以後において、日本語教育をより徹底させてゆく背景にあった。

以上のように公学校側は現行の教育に問題を認めつつも教育の受け手である現地住民側に問題があるとし、南洋群島の「文明化」に手放しで肯定的な観測をもっていただけではなかった。しかしその一方で、教育が学校限りのものではなく、現地社会に教育の需要を作り出すことでその有効性を発揮させるであろうとも考えていた。それはサイパン支庁やパラオ支庁の公学校にみたように、就学児童以外の者をも対象とした学校外での活動を行ったことに示されている。つまり卒業生や保護者、現地社会やミッションスクールをも公学校の活動とつながりを持たせ、教育を浸透させてゆくことであった。こうした活動はまた、南洋庁の医療衛生事業や首長制の利用・改編などと同時に行われることで公学校側が期待する有効性を発揮しえたのであり、このことは南洋庁の言う教化事業であると同時に南洋庁の統治を浸透させ安定させてゆくことにもつながった。公学校教育が以上のような広がりをもち、南洋群島統治にどのように連動していったのかについては、稿を改めて論じたい。

注

*1日本の南洋群島統治は統治の担い手によって区分すれば、海軍統治時代（一九一四―一三年）、南

洋庁統治時代（一九二一—四四年）に大きく二分される。

^{※2}聴き取りによって教育の実態を明らかにしようとしたものには、石上正夫『日本人よ忘るなかれ—南洋の民と皇国教育』大月書店、一九八三年、及び磯田一雄ほか『成城教育とアジアの教育に関する総合的研究』『成城学園教育研究所研究年報』第一七集、一九九四年十二月があるが、いずれも一九三〇年代半ば以降のいわゆる「皇民化」教育期のものがおもな対象となっている。また二〇年代から三〇年代初頭までの日本政府、南洋庁の教育政策については、拙稿「国際連盟での審査にみる南洋群島現地住民政策」『歴史学研究』No.六六五、一九九四年十一月、がある。

^{※3}筆者は海軍統治期の教育政策が現地住民政策の推移、すなわち占領初期の「日本人化」を樂觀的に目指した時期から、実際に統治を行うことで現地住民教化により深刻な「未開」性を認識し、「文明化」としての「日本化」を志向した時期への推移を反映して変化したと考える。そして後者の時期の延長線上に委任統治開始時に立案された教育政策が存在するとみる。本稿が対象とする時代に限定して述べれば、朝鮮では日本「国民」化や「一視同仁」政策が標榜されていたが、南洋群島では法制度上も現地住民は「国民」ではない「島民」と規定され、本稿で明らかにするような「日本化」が進められた。したがって戦時に「日本人」としての精神的物質的義務を課された点に南洋群島現地住民教育のより大きな矛盾が現れたと考える。詳しくは、拙稿「八日本軍による支配の実態と抵抗Vミクロネシア」『歴史評論』五〇八号、一九九二年。

^{※4}木工徒弟養成所でも普通教育は行われたが、木工技術の教授が主であった。

^{※5}矢内原忠雄は一九三二年五月に太平洋問題調査会の依頼をうけ、アンケート調査や現地調査を踏ま

えて『南洋群島の研究』（岩波書店、一九三五年）を著した。本史料はその際収集されたものである。史料についての詳細は、拙稿「矢内原忠雄の略歴、研究および南洋群島関係資料の概要」『矢内原忠雄文庫南洋群島関係資料展』琉球大学附属図書館、一九九五年九月、を参照。矢内原忠雄の南洋群島研究については、浅田喬二『日本植民地研究史論』（未来社、一九九〇年）、村上勝彦「矢内原忠雄における植民地論と植民政策」浅田喬二他編『岩波講座近代日本と植民地』第四卷（岩波書店、一九九三年）、を参照。

*6委任統治とは、第一次世界大戦後にドイツの海外領土やトルコの領有を離れた地域に適用された国際連盟監督下の「植民地」統治方式である。受任国は資源や経験、地理的な位置からふさわしいと見なされた「先進国」から選ばれ、「神聖なる文明の使命」に従い、未だ「自立」しない地域住民の福祉、発展を国際連盟に代わって実現することが義務づけられた。委任統治の対象となった地域は「文明度」の高い順にA、B、C式に分類され、南洋群島は最も「文明」から遠いとみなされたC式であった。

*7南洋庁『南洋庁施政十年史』一九三三年、一二六頁。

*8八才以上十二才以下の現地住民児童を対象とした初等教育機関であり、「島民学校規則」（一九一八年）に詳細が規定された。

*9南洋庁、前掲書、一二四頁―一二五頁。

*10三〇年代半ば以降の長官の訓示や現地住民政策においては「皇民化」が明示された。南洋庁「南洋群島開発調査委員会再開二関スル件案」一九四〇年。

^{*11}南洋群島教育研究会『群島地理教育』第十七号、第十八号、一九三三年二月。南洋群島は卷一の「第一、日本」において、日本の支配地域の一部として紹介され、卷二「第十五、世界と南洋」においてドイツ時代から日本の委任統治にいたる歴史的な変遷が扱われているだけであった。

^{*12}南洋群島教育会『南洋群島教育史』一九三八年、六四二―六四四頁。

^{*13}林寿夫「南洋開明の途上に」『南洋群島教育』創刊号、一九三五年二月。

^{*14}拙稿「南洋群島委任統治政策の形成」浅田喬二他編『岩波講座近代日本と植民地』第四卷、岩波書店、一九九三年。

^{*15}南洋群島教育会、前掲書、二四五頁―二九八頁。以下、各編纂の内容はおもに本書に依拠した。

^{*16}本規則は現地住民と日本人に相通づる国民性があるとしてその教化の必要性を説いた石黒文部省囑託の調査報告に基づいて作成された（南洋群島教育会、同右書、一三六―一三七頁）。東郷吉太郎臨時南洋群島防備隊司令官は現地住民の「人格」を認めたくて、日本人との相違を「天自然ノ道理」とする「差別的一視同仁政策」を唱え、皇国精神の注入を大きく掲げた。この政策に対して、一九一七年十二月に就任した第三代司令官吉田増次郎は「内地人化」を否定し、日本語を解せる労働者の育成を掲げた。海軍統治期の現地住民政策については、拙稿「日本の軍政期南洋群島統治（一九一四―一九二二）」『国際関係学研究』別冊、No.一七、一九九〇年を参照。

^{*17}芦田は朝鮮での朝鮮人向け国語読本編纂にも携わっている。詳しくは、福田須美子「芦田恵之助の南洋群島国語読本」『成城文芸』第一二六号、一九八九年を参照。

^{*18}日本語もあらためてその普及を徹底させるとし、平仮名を多くして新出漢字を減らし、敬語は敬意

を失わない程度に「かなり」簡単にして日常会話の語彙を豊富にした。

*19本質問書では主に修身、国語、算術の教育状況を問うている。例えば、修身についてはその目的や国体教育の有無、改善されるべきと考える「風習」、国語では授業での現地語使用の有無や共通語として日本語が発達しているか否か、算術では児童が数えられる数の範囲が問われた。さらに児童の性格や能力、就学状況、教育の「成果」、「文明人」としての発達の可能性などにも回答が求められた。本質問書と同時に病院には「南洋群島島民人口状態に関する質問書」が送付された。両質問書の内容については、矢内原勝「矢内原忠雄の植民政策の理論と実証」『三田学会雑誌』八〇巻四号、一九八七年十月を参照。

*20学校の沿革、校歌、教員及び児童数、教育方針や活動、就学率、などに関する資料を簡易に提供するものであった。

*21南洋群島の現地住民はチャモロとカナカに二分されるが、前者はマリアナ諸島に居住するスペイン系の混血であり、後者より「文明化」しているとみなされていた

*22最終的には二七校となった。

*23三三年度の就学率は朝鮮の普通学校が一七%、台湾の公学校が三七・〇二%であった（弘谷多喜夫、広川俊子「日本統治下の台湾・朝鮮における植民地教育政策の比較史的研究」『教育学部紀要』第二二号、一九七三年）。

*24ヤルト支庁内に一九二七年エボン島民学校として設立され、二八年には私立公学校として認可を受けて公学校規則に準じた授業を行うこととし、三八年には南洋庁経営の公学校となった。

^{*25} 矢内原作成の質問書に対する同校の回答がないため、矢内原が同回答の内容について残したメモと、サイパン公学校『サイパン公学校要覧』（一九三三年度版）に依拠する。

^{*26} 現地住民人口をみると、サイパン島のチャモロは二四〇四人、カナカが八三二人と前者は後者の三倍足らずであった。宗教学校は旧教系がガラパンに二校あり、外国人宣教師が合計六名、児童数は四四〇名であった。

^{*27} 保護者会は、三三年五月から始められ、会費月五銭で年一回の総会をもち、保護者と公学校、そして保護者同志に連携を保たせることが意図された。

^{*28} 本来居住区域を異にするチャモロ、カナカとともに参加させ、「生活向上」のために協議させた。伝統的に、また行政的にも異なる組織のもとにあった両者が、公学校を通じて一つに組織されようとしたことは、現地社会に大きな意味をもったと思われる。

^{*29} 矢内原作成の質問書に対する同校の回答がないため、コロール公学校『本校概況書』（推定一九三三年）に依拠する。本史料には国語や修身教育に関する情報は僅少である。

^{*30} コロール島の現地住民はカナカが五八九人に対して、日本人（朝鮮人を除く）は二四九〇人であり、三三年当時はチャモロがいなかった（南洋庁『第三回南洋群島統計年鑑』一九三五年）。後述のように、公学校児童数ではチャモロ三名の存在が認められるが、それはコロール公学校の入学区域がバベルダオブ島や離島を含めていたため、これらの地域からの通学児童だと考えられる。コロール島の宗教学校は旧教系が一校で、外国人宣教師が二名、生徒は二一名であった。

^{*31} 矢内原忠雄作成「南洋群島島民教育に関する調書」に対するヤップ支庁長高本勇松の回答、に依拠

する。本回答は公学校の作成ではないが矢内原のメモなどからヤップ公学校に関するものと推測される。

^{*32}大宜味朝徳『南洋群島案内』海外研究所、一九三七年、四〇頁。以下、現地の状況についてはその多くを本書に依拠した。ヤップ島の現地住民はチャモロが一七三人、カナカが三五五六人と現地住民の九五%以上をカナカが占め、日本人は九五一人（朝鮮人を除く）であった。ヤップ島住民は椰子栽培とコブラの売却で生計を立てていた。ヤップ島には当時宗教学校はなかった。

^{*33}矢内原忠雄作成「南洋群島島民教育に関する調書」に対するトラック諸島春島公学校柏谷近信の回答、に依拠する。

^{*34}南洋庁『南洋群島要覧』昭和八年度版、五三一六〇頁。トラック支庁では夏島が行政、経済の中心地であった。春島には現地住民がカナカのみで二二三八人、日本人は八八人であり現地住民より大幅に少なかった。現地住民はもっぱら椰子栽培とコブラの売却によって生活を立て、日本人商との間で取引を行っていた。宗教学校はなかった。

^{*35}矢内原忠雄作成「南洋群島島民教育に関する調書」に対するキチー公学校校長の回答、に依拠する。
^{*36}ポナペ島では現地住民がチャモロ五〇人、カナカ五二〇五人でカナカが圧倒的に多かった。日本人は一四〇七人で三〇年代から急増した。ポナペ島にはメタラニウム村に新教系の宗教学校が一所あり、日本人宣教師が三名、現地住民宣教師が三名で生徒数は六二名であった。

^{*37}矢内原忠雄作成「南洋群島島民教育に関する調書」に対するジャポール公学校校長高熊春次の回答、に依拠する。

^{*38}同島の人口は、現地住民がカナカ一二八八人に対して、日本人三七七人であった。ジャボール村には新教系の宗教学校があり、外国人宣教師一名と現地住民宣教師が三名、児童数は一六〇名であった。

612

〈付 記〉

史料に關しましては、琉球大学附属図書館および山口洋児氏のご厚意を受けました。心から御礼申し上げます。

<表 1 - 1> 公学校本科児童卒業後の状況

(単位：人／％)

		1926		1927		1928		1929		1930	
家	事	289	51.9	293	51.7	313	52.3	306	58.7	283	51.3
特に 殊業 務事	宗 教	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	大 工	3	0.5	4	0.7	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	3	0.5	4	0.7	—	—	—	—	—	—
上・ 級講 習学 校会	木工徒弟 養成所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	公 学 校 補 習 科	214	38.5	219	38.6	265	44.7	195	37.4	247	44.7
	講 習 会	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	宗教学校	6	10.8	7	1.2	2	0.3	2	0.4	7	1.3
	計	220	39.6	226	39.9	267	45	197	37.8	254	46.0
官 庁 ・ 公 務		6	1.1	6	1.1	2	0.3	—	—	—	—
銀 行 ・ 会 社		1	0.2	2	0.3	—	—	1	0.2	—	—
他 家 に 雇 用		22	4	22	3.9	10	1.7	7	1.3	11	2.0
内地留学・修業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
マニラ宗教学校		1	0.2	1	0.2	—	—	—	—	—	—
職業未定・不詳		11	2	10	1.8	—	—	3	0.7	—	—
死 亡		3	0.5	3	0.5	1	0.2	7	1.3	4	0.7
合 計		556	100	567	100	593	100	521	100	552	100
		1931		1932		1933		1934		1935	
家	事	275	50.6	322	51.5	308	48.9	345	50.4	384	54.2
特に 殊業 務事	宗 教	—	—	1	0.2	—	—	—	—	—	—
	大 工	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	3	0.5	—	—	—	—
	計	—	—	1	0.2	3	0.5	—	—	—	—
上・ 級講 習学 校会	木工徒弟 養成所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	公 学 校 補 習 科	261	48	281	45	314	49.8	321	46.9	312	44.1
	講 習 会	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	宗教学校	4	0.7	5	0.8	2	0.3	3	0.4	4	0.6
	計	265	48.7	286	45.8	316	50.7	324	47.3	316	44.7
官 庁 ・ 公 務		—	—	1	0.1	—	—	—	—	—	—
銀 行 ・ 会 社		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
他 家 に 雇 用		4	0.7	11	1.8	3	0.5	7	1.0	5	0.7
内地留学・修業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
マニラ宗教学校		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
職業未定・不詳		—	—	1	0.1	—	—	3	0.4	1	0.1
死 亡		—	—	3	0.5	—	—	6	0.9	2	0.3
合 計		544	100	625	100	630	100	685	100	708	100

南洋群島教育会『南洋群島教育史』1938年、より作成。

<表 1 - 2> 公学校補習科児童卒業後の状況

(単位：人／％)

		1926		1927		1928		1929		1930	
家	事	160	67.8	157	71	144	73.8	130	67.7	124	66.3
特に 殊従 業事 務	宗 教	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	大 工	—	—	—	—	2	1	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	2	1	—	—	—	—
上・ 級講 学習 校会	木工徒弟 養成所	4	1.7	4	1.8	5	2.6	8	4.2	8	4.3
	農事講習	8	3.4	7	3.2	1	0.5	3	1.6	7	3.7
	編物及び 衛生講習	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	宗教学校	2	0.8	2	0.9	3	1.5	—	—	—	—
	計	14	5.9	13	5.9	9	4.6	11	5.7	15	8.0
官 庁 ・ 公 務		26	11.1	14	6.3	15	7.7	15	7.8	19	10.2
銀 行 ・ 会 社		2	0.8	2	0.9	4	2.1	3	1.6	2	1.1
他 家 に 雇 用		28	11.9	30	13.6	20	10.3	28	14.6	26	13.9
内地留学・修業		—	—	—	—	—	—	2	1	—	—
マニラ宗教学校		1	0.4	1	0.5	—	—	—	—	—	—
職業未定・不詳		4	1.7	3	1.4	1	0.5	3	1.6	—	—
死 亡		1	0.4	1	0.5	—	—	—	—	1	0.5
合 計		236	100	221	100	195	100	192	100	187	100
		1931		1932		1933		1934		1935	
家	事	134	65.4	183	73.2	182	73.1	216	76.8	225	80.8
特に 殊従 業事 務	宗 教	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	大 工	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	5	2	1	0.4	7	2.5
	計	—	—	—	—	5	2	1	0.4	7	2.5
上・ 級講 学習 校会	木工徒弟 養成所	10	4.9	11	4.4	9	3.6	10	3.6	11	4.0
	農事講習	14	6.8	14	5.6	12	4.9	—	—	—	—
	編物及び 衛生講習	—	—	4	1.6	5	2	9	3.2	10	3.6
	宗教学校	6	2.9	6	2.4	—	—	—	—	—	—
	計	30	14.6	35	14	26	10.5	19	6.8	21	7.6
官 庁 ・ 公 務		14	6.8	8	3.2	11	4.4	12	4.3	12	4.3
銀 行 ・ 会 社		2	1	2	0.8	2	0.8	1	0.4	1	0.4
他 家 に 雇 用		22	10.7	18	7.2	19	7.6	24	8.4	6	2.2
内地留学・修業		1	0.5	—	—	—	—	1	0.4	2	0.7
マニラ宗教学校		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
職業未定・不詳		—	—	3	1.2	3	1.2	5	1.8	3	1.1
死 亡		2	1	1	0.4	1	0.4	2	0.7	1	0.4
合 計		205	100	250	100	249	100	281	100	278	100

南洋群島教育会『南洋群島教育史』1938年、より作成。

<表 3> 公学校教員・児童数

	教 員			学 級			児 童 数 (人)									
							総 数				本 科				補 習 科	
							総 数	男 子	女 子	総 数	男 子	女 子	女 子	総 数	男 子	女 子
1922	51	33	18	50	40	10	2,240	1,447	793	1,905	1,190	715	335	257	78	
1923	55	34	21	50	41	9	2,432	1,553	899	2,036	1,232	804	396	301	95	
1924	63	42	21	48	39	9	2,642	1,649	993	2,130	1,277	853	512	372	140	
1925	57	37	20	48	39	9	2,602	1,629	973	2,075	1,226	849	527	403	124	
1926	61	43	18	49	40	9	2,407	1,500	907	1,942	1,148	794	465	352	113	
1927	72	54	18	53	44	9	2,388	1,499	889	1,887	1,143	744	501	356	145	
1928	78	57	21	54	44	10	2,532	1,605	927	2,043	1,252	791	489	353	136	
1929	79	57	22	55	45	10	2,547	1,604	943	2,054	1,251	803	493	353	140	
1930	81	58	23	56	45	11	2,799	1,719	1,080	2,252	1,337	915	547	382	165	
1931	84	60	24	58	47	11	2,936	1,772	1,164	2,360	1,372	988	576	400	176	
1932	86	62	24	59	48	11	3,042	1,816	1,226	2,432	1,392	1,040	610	424	186	
1933	84	60	24	59	48	11	3,009	1,790	1,219	2,381	1,368	1,013	628	422	206	
1934	83	59	24	59	48	11	2,987	1,739	1,248	2,350	1,327	1,023	637	412	225	
1935	84	59	25	59	48	11	2,996	1,753	1,243	2,376	1,333	1,043	620	420	200	

南洋庁『南洋庁統計年鑑』各期より作成。

<表4> 公 学 校

支 庁 名	学 校 名	所 在 地	設立年月日	備 考
サイパン	* サイパン公学校	サイパン島 ガラパン	大正4年 12月27日	元サイパン小学校、大正7年9月1日サイパン島民学校と改称、大正11年4月1日現校名に改称
	ロタ公学校	ロタ島 ソソソ	大正7年 9月1日	元サイパン島民学校ロタ分校 大正11年4月1日改称
ヤップ	* ヤップ公学校	ヤップ島 コロニー町	大正4年 12月27日	元ヤップ小学校、大正7年9月1日ヤップ島民学校と改称、更に大正11年4月1日現校名に改称
	ニフ公学校	ヤップ島 ニフ管区ニフ村	大正8年 2月10日	元ヤップ島民学校ツルガン分校 元ヤップ島民学校ニフ分校 大正11年4月1日現校名に改称
	マキ公学校	トミル島ウギリ 管区マキ村	大正15年 5月10日	
パラオ	* コロール公学校	コロール島 コロール町	大正4年 12月27日	元パラオ小学校、大正7年9月1日パラオ第1島民学校と改称、更に大正11年4月1日現校名に改称
	マルキヨク 公 学 校	バベルダオブ島 マルキヨク村	大正5年 6月19日	元マルキヨク小学校、大正7年9月1日パラオ第2島民学校と改称、更に大正11年4月1日現校名に改称
	ガラルド公学校	バベルダオブ島 ガラルド村	大正7年 9月1日	元パラオ第2島民学校ガラルド分校、大正11年4月1日現校名に改称
	ベリリュウ 公 学 校	ベリリュウ島	大正7年 9月1日	元パラオ第1島民学校ベリリュウ分校、大正11年4月1日現校名に改称
	アンガウル 公 学 校	アンガウル島	大正7年 9月1日	元パラオ第1島民学校アンガウル分校、大正11年4月1日現校名に改称
トラック	* 夏島公学校	トラック諸島 夏島	大正4年 12月27日	元トラック小学校、大正7年9月1日トラック島民学校と改称、更に大正11年4月1日現校名に改称
	水曜島公学校	トラック諸島 水曜島	大正7年 9月1日	元トラック島民学校水曜島分校、大正11年4月1日現校名に改称
	春島公学校	トラック諸島 春島	昭和2年 7月1日	
	冬島公学校	トラック諸島 冬島	昭和3年 7月1日	

〈表4つづき〉

支 廳 名	学 校 名	所 在 地	設立年月日	備 考
トラック	月曜島公学校	トラック諸島 月 曜 島	昭和5年 4月1日	
	秋 島 公 学 校	トラック諸島 秋 島	昭和12年 10月1日	
	モートロック 公 学 校	モートロック諸 島オネオップ島	昭和6年 4月1日	
ボナベ	* コロニー公学校	ボナベ島 コロニヤ町	大正4年 12月27日	元ボナベ小学校、大正7年9月1日 ボナベ第1島民学校と改称、大正11 年4月1日現校名に改称
	キチー公学校	ボナベ島 キチー村	大正7年 3月1日	元キチー小学校、大正7年9月1日 ボナベ第2島民学校と改称し更に 大正11年4月1日現校名に改称す
	マトラニーム 公 学 校	ボナベ島 マトラニーム村	大正7年 9月1日	元ボナベ第1島民学校マトラニーム 分校、大正11年4月1日現校名に改 称
	ウー公学校	ボナベ島 ウー村	大正15年 5月10日	
	クサイ公学校	クサイ島 レロ村	大正6年 3月29日	元クサイ小学校、大正7年9月1日 ボナベ第3島民学校と改称し更に 大正11年4月1日現校名に改称す
ヤルート	* ジャボール 公 学 校	ジャボール島	大正4年 12月27日	元ヤルート小学校、大正7年9月1日 ヤルート第1島民学校と改称し、 更に大正11年4月1日現校名に改称 す
	ウォッヂェ 公 学 校	ウォッヂェ島	大正7年 9月1日	元ヤルート第2島民学校、大正11年 4月1日マロエップ公学校と改称 し、大正15年4月1日ウォッヂェに 移転して現校名に改称す
	クワゼリン 公 学 校	クワゼリン島	大正9年 4月1日	
	エボン公学校	エボン島	大正13年 4月1日	元私立エボン島民学校、昭和3年 4月私立エボン公学校に改称
パラオ	木工徒弟養成所	コロール島 コロール町	大正15年 5月10日	

(*印は補習科を併設)

南洋群島教育会「南洋群島教育史」1938年、より作成。

<表 5> 支庁別公学校就学率

(%)

	サイパン	パラオ	ヤップ	トラック	ポナペ	ヤルート	全体
1922	61.96	98.62	38.24	31.63	79.25	47.67	56.88
1923	68.17	96.93	49.21	39.33	79.82	46.44	62.00
1924	65.04	97.74	53.85	35.51	84.80	49.36	63.84
1925	70.16	97.15	53.24	39.85	84.98	52.38	64.85
1926	67.29	91.02	70.62	15.57	83.86	39.33	48.63
1927	64.27	86.77	51.27	14.25	67.27	34.85	43.61
1928	62.25	88.89	54.29	18.25	65.06	26.26	44.08
1929	61.95	91.63	56.98	19.38	66.67	32.35	45.73
1930	56.65	95.46	61.02	22.51	90.23	35.82	50.44
1931	68.98	95.05	62.59	27.26	91.52	38.79	53.30
1932	82.38	93.61	66.93	31.21	91.61	40.07	56.63
1933	77.69	93.04	66.91	32.66	71.96	38.80	54.07
1934	77.14	94.04	68.44	32.74	69.59	43.02	54.56
1935	87.55	99.44	69.85	33.15	68.71	47.84	55.06
1936	83.36	95.33	51.18	36.75	65.79	52.32	56.29
1937	79.32	96.68	50.60	37.47	65.08	56.07	56.74

(対象年齢は満8才から満14才)

外務省『日本帝国委任統治地域南洋群島行政年報』各期、より作成。